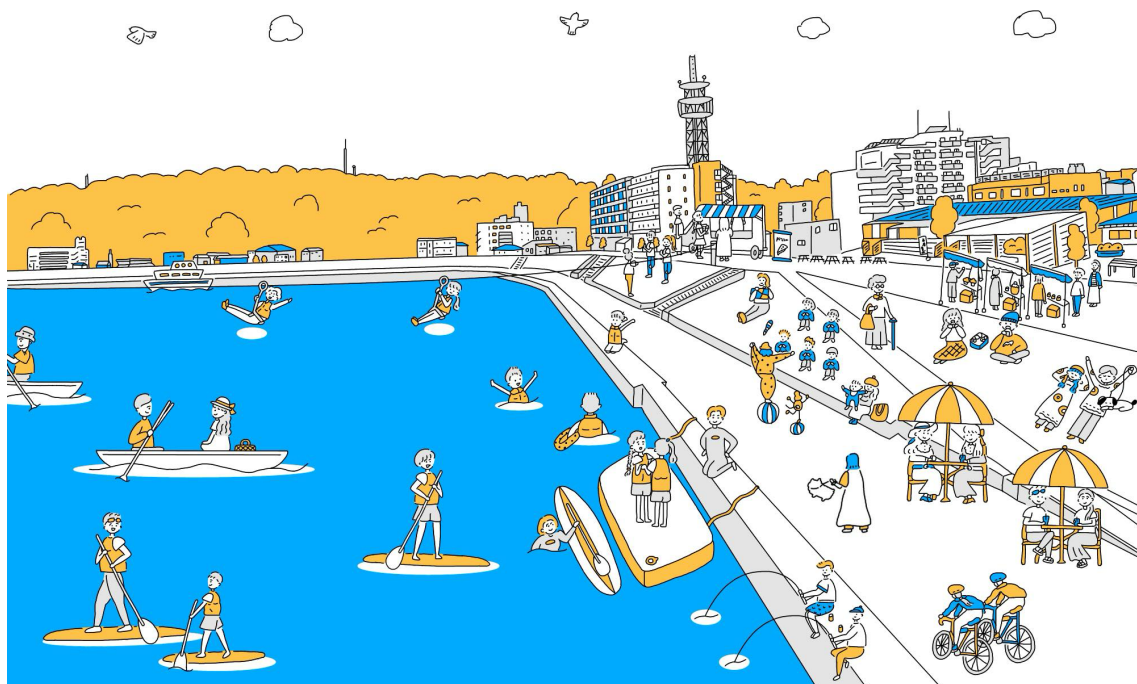


令和 8 年度
かわまちオープンパーク
(旧北上川中央地区堤防一体空間) の
使い方について



令和 8 年 4 月
石巻まちなかエリアプラットフォーム

《目 次》

1	かわまちオープンパークについて・・・・・・・・・・	2
2	かわまちオープンパークの使用方法・・・・・・・・・・	3
	A) 自由使用の場合・・・・・・・・・・	3
	B) 申請使用（出店、イベント実施）の場合・・・・・・・・	4
	①出店のみ・・・・・・・・・・	4
	②イベントの開催・・・・・・・・・・	8
	③申請使用にかかる審査について・・・・・・・・	13
	C) 届出使用の場合・・・・・・・・・・	14
3	書類の提出方法・・・・・・・・・・	15
4	問い合わせ・書類の提出先・・・・・・・・・・	18

1 かわまちオープンパークについて

石巻市と石巻まちなかエリアプラットフォーム（以下、「エリプラ」という）では、石巻市が国土交通省から河川敷地専用許可準則に基づく許可を受けて占用する『都市・地域再生等利用区域（以下、「本区域」という）』について、その使用及び管理、運営に関する契約を結んでいます。契約では、民間事業者等が行うイベント、営業活動等をエリプラがサポート、マネジメントすることで、効率的、効果的な利活用を図り、**人々の日常的な堤防空間の利用を促進し、まちなかを訪れる来街者の誘致の拠点とするとともに、回遊性の向上と地域の活性化**に資することを目的としています。

この目的を達成するため、エリプラでは本区域内において、使用の方法、飲食店や売店・オープンカフェなどの営業活動やイベント開催等の方法について定めます。

エリプラでは、本区域の愛称を「**かわまちオープンパーク**」と定め、より多くの来街者に親しみを持って関わってもらいたいことを目指します。愛称は、令和2年度の「中央地区堤防一体空間エリアマネジメント業務」において、利活用に係る関係者らによって検討されました。

「かわまちオープンパーク」とは？

「行きたびカワる、とっておきの風景」をモットーに、新しくできた北上川の堤防空間を、みんなで少しずつ面白くしていく取り組みです。川、堤防、中瀬、街、水産品など、石巻にしかないロケーションや資源を使って、さまざまな人のつながりを大切にしながら楽しい過ごし方をつくっていきましょう。



ロゴの意味：Open Park（開かれた公園）の頭文字を虫めがねになぞらえて、とっておきの風景をみんなで探そうという意味が込められています。青色は北上川と中瀬の景色を、黄色はここで起こる人の繋がりを示しています。

2 かわまちオープンパークの使用方法

本区域の利用方法は大きく「自由使用」、「申請使用」、「届出使用」の3つに分けられます。自由使用とは、散歩や釣りなど他人の使用を大きく妨げない範囲で、許可なくできる自由な使用を指します。申請使用とは、キッチンカー等による出店やイベント等の開催のような一時的に特定の人による独占的な使用を指します。届出使用とは、撮影や花火など他人の使用を大きく妨げないが、周辺に何らかの影響を及ぼす可能性がある使用を指します。以下では、それぞれの使用方法について示します。

A) 自由使用について

- 散歩、釣り、個人やグループでの食事など他人の使用を大きく妨げない範囲で、先着順で自由に使用できます。
- 申請や届出などの手続きは必要ありません。
- 自由といっても、無制限ではなく、他人の利用を妨げないことに加え、危険を及ぼさない、汚さないなどの配慮やマナーが求められます。



自由使用のイメージ

B) 申請使用について

①出店のみをご希望の方

キッチンカーや屋台等による出店を希望される方は、以下のルールに則って申請する必要があります。

■登録について

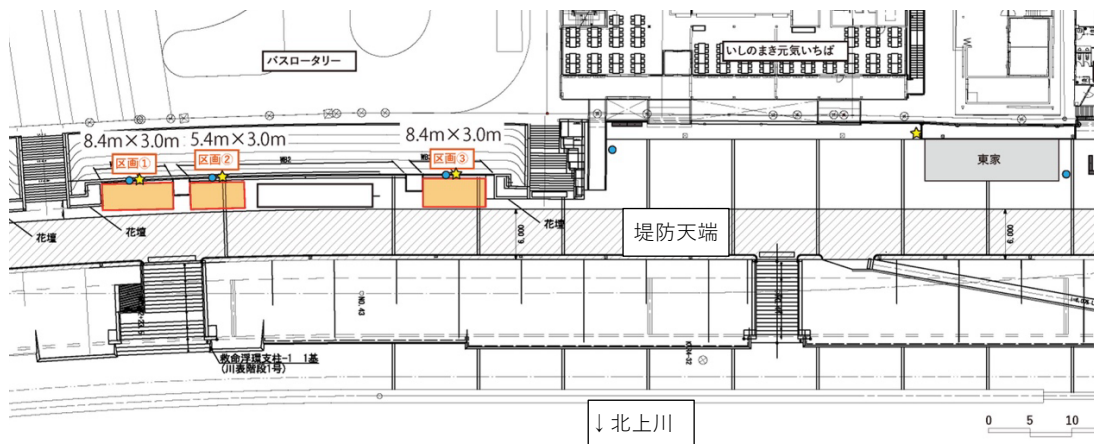
- 出店を希望する方は、以下（１）～（８）の募集条件を理解した上で出店計画書を作成し、登録申請をしてください。
- かわまちオープンパークでは、登録された事業者のみが出店を申込みことができます。
- 登録期間は令和９年３月３１日までとします。

(1) 事業内容及び使用形態

- 石巻かわまちオープンパークの趣旨を理解した上で、キッチンカー、飲食店、売店、オープンカフェ等のイス・テーブル等による営業とします。
- 出店後は必ず原状回復してください。

(2) 出店場所

- 出店可能なエリアは下図の区画①～④です。
- 出店場所について、事務局が必要があると認める場合、協議・調整を行うことがあります。



区画	区画①	区画②	区画③
大きさ	8.4m×3m	5.4m×3m	8.4m×3m

図 出店可能エリア

(3) 出店可能時間

- 出店可能時間は原則午前 9 時から午後 9 時までとします。

(4) 出店料

- 出店者は、以下に掲げる経費を負担するものとする。
 - ①年間登録料：1,100 円（税込）
※登録は年度ごとに必要となります。
 - ②出店料（1 区画あたり）：出店カレンダー（別表 1）を参照のこと
※電気、水道を使用することができます。

(5) 原状回復義務・補償

- 出店後、自己の負担で必ず原状回復の上返還してください。

(6) 使用区域の清掃と環境への配慮

- 出店者は、必ずゴミ箱を設置し自店から出たゴミ（テイクアウト用の容器含む）については処分してください。
- 周辺環境に配慮し、出店区域周辺にごみや汚れがないよう清掃等を心がけてください。
少なくとも出店前後 10 分は清掃活動を行っていただきますようお願いします。
- 騒音対策、煙害、におい、ごみ処分など周辺環境に十分配慮し、公共空間としての適正な管理に努めてください。これらを守れない場合は、出店を取りやめる場合があります。

(7) 法令等の遵守・手続き・適用

- 出店に当たっては、法令等（消防法、食品衛生法等）を遵守して、食品を販売提供する場合は食中毒保険については必ず加入してください。

(8) 区域の魅力向上へ向けた取組への協力

- 本事業の目的を達成するため、出店日の売上げについてご報告をお願いいたします。

■出店申込みについて

(1) 申込み

- 登録した事業者は、所定の申込み用紙に必要事項を記入の上、エリプラ事務局（株式会社街づくりまんぼう）まで提出してください。

(2) 出店可能日

- 出店申込みは、原則として出店希望日の2日前までとします。
- 申込みが重複した場合は、出店計画書の内容等をもとにエリプラで出店日・場所について調整を行うことがあります。

(3) 出店料の支払い

- 出店料は、出店してから3日以内にエリプラ事務局へ現金か口座振り込みにてお支払いください。口座振り込みの場合はあらかじめお知らせください。
- 出店料の支払いが滞った場合、出店を認めない場合があります。

(4) 営業活動のキャンセル

- 自己都合によるキャンセルについては、表1の通りキャンセル料が発生します。
- 悪天候により出店ができなくなった場合のキャンセル料は発生しません。
- 悪天候により出店ができなくなった場合、エリプラは損害の賠償や補償を行いません。
- 出店できなくなった場合は、速やかにエリプラ事務局（0225-25-5169）まで連絡をお願いします。
- 無断のキャンセルが続いた場合は、出店を断る場合があります。
- なお、天候による出店の可否については表2の通りとします。

表1 キャンセル料一覧

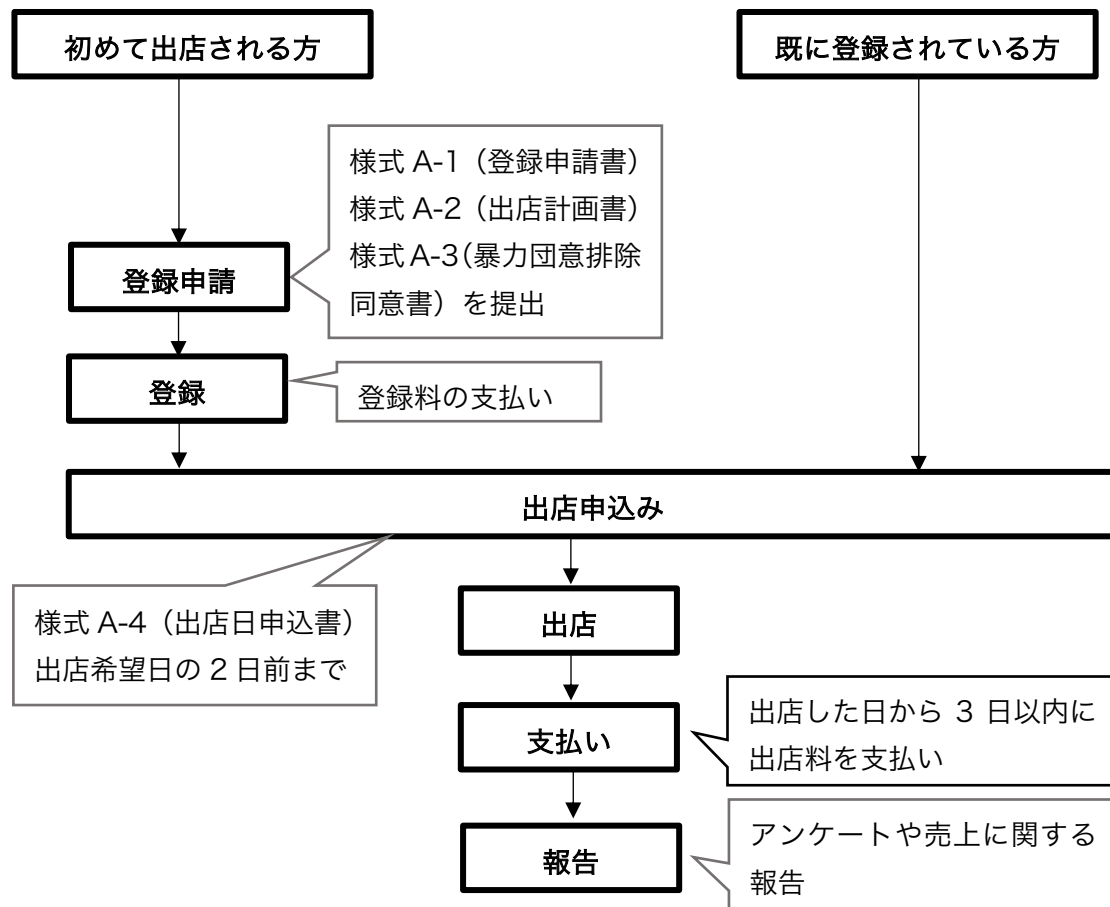
	2日前まで	前日	当日
キャンセル料	0%	出店料の50%	出店料の100%

表2 天候による出店の可否

	（営業時間内の）天候	注意報・警報
出店者により判断	雨	—
施設使用許可者（エリプラ）の判断により中止	風（10m/s以上）※ 震度5以上の地震	大雨警報 暴風警報 津波注意報・警報 洪水注意報・警報

※営業予定日の午前7時時点での日本気象協会発表の天気予報で判断

■営業の登録申請・出店申込みのフロー



②イベントの開催（出店含む）をご希望の方

区域内を一部あるいは全部を独占的に使用したイベント等を開催する場合は、以下のルール・手順に則って申請する必要があります。

■イベント実施申込みについて

- ・ イベントの実施を希望する方は、以下（１）～（１１）の募集条件を理解した上でイベント実施計画書を作成し、申込みをしてください。
- ・ 申請の内容をもってエリプラにて審査し、開催の可否を判断します。
- ・ イベントの実施可能期間は令和９年３月３１日までとします。
- ・ 年度を跨ぐ場合は仮申込とし、次年度に改めて申請を行っていただきます。

（１） 使用形態

- ・ イベント実施後は必ず原状回復してください。
- ・ また、河川管理用通路上（別図③斜線部）イス・テーブル等を設置する場合は、水害時等に緊急車両の妨げにならないよう、必ず速やかに撤去できるようにしてください

（２） 使用場所

- ・ 使用可能なエリアは原則として別図２の通りです。
※堤防天端、水面、堤防法面など区域以外の利用を希望する場合は、所定の手続きが必要となりますので、必ずあらかじめエリプラ事務局へ相談ください。
- ・ 実施エリアが複数の希望者によって重複する場合は先着順により決定します。
- ・ 使用する場所について、事務局が必要があると認める場合、協議・調整を行うことがあります。

（３） 使用時間

イベントの実施可能時間は、原則午前９時から午後９時までとします。

（４） イベントスペース利用上の注意事項

当イベントスペースは、「中心市街地の活性化を目指し、石巻ならではの川辺のロケーションを活かし市民の憩いの場をみんなでつくっていく」ことを目的に、市民の自発的なイベントを開催していく場です。利用にあたっては、このことに同意していただいた上での申し込みとなっておりますので、必ず事前にご確認ください。

①イベントの目的及び申込者の資格について

- ・ 宗教や政治等の目的、法律に反する目的、その他近隣への迷惑となるような非常識な行為等による利用はできません。
- ・ 反社会的勢力やその関係者による申し込みは受け付けません。

②車両搬出入について

- ・ 車両の搬出入を希望する場合はイベント実施計画書（様式 B-2）に必ず記入ください。
- ・ 関係車両を含むイベントスペース専用の駐車場はないため、近隣の有料駐車場を利用ください

③電力・水道利用について

- ・ 電力及び水道を使用する場合はイベント実施計画書（様式 B-2）に必ず記入ください。
- ・ 電気コンセント口の最大使用容量は 1500W（ワット）までとします。
- ・ 排水はできません。川に捨てるなどの行為は禁止です。主催者で責任を持って持ち帰ってください。

④火気使用について

- ・ 火気を使用する場合はイベント実施計画書（様式 B-2）に必ず記入ください。消防署への届出は主催者にて行ってください。
- ・ 直火の使用は禁止です。火を使用する場合はコンロなどを使い直接地面に触れないようにし、汚れが付かないよう必ず養生し、使用後は必ず原状回復してください。

⑤お手洗について

- ・ イベントスペースに手洗いはないため、イベント関係者、お客様へはかわまち立体駐車場及びかわまち交流センターのトイレを利用するよう案内してください。

⑥デッキスペースの利用について

- ・ いしのまき元気いちば屋外デッキでは、イベント参加のみのお客様がデッキを利用されることのないよう、主催者はお客様へのアナウンス等を徹底してください。

⑦清掃について

- ・ 利用後、必ず利用したスペースを清掃の上撤収してください。イベント終了後、エリプラ事務局にて確認を行います。
- ・ イベント中に発生したゴミは、主催者で責任を持って持ち帰ってください。イベント開催中を含め、いしのまき元気いちばやかかわまち交流センター等近隣の事業者の店舗・施設でゴミが捨てられることのないようにしてください。

⑧食に関するイベントについて

- ・ 出店に際して必要な飲食店営業許可は主催者で責任を持って管理・把握してください。
- ・ 食に関するイベントを実施する際には食中毒の保険に加入してください。
- ・ 堤防一体空間の近隣には多くの飲食店が営業を行っているため、食に関するイベントを行う際には、当イベントスペースの目的に基づき近隣事業者への配慮を怠らず、一緒に盛り上げていくようお願いします。特に、イベントスペース前ではいしのまき元

気いちば（元気食堂）が営業を行っており、イベント内容が営業に比較的大きな影響を及ぼすことが想定されるため、提供メニューの内容によっては変更・調整を依頼する場合があります。

- 酒類の提供は可能ですが、イベント関係者はもちろんお客様同士のトラブルがないようくれぐれも注意・案内を徹底してください。

⑨免責及び損害賠償について

- 当イベントスペース利用中の展示物及び利用者、参加者が持ち込んだもの（貴重品を含む）等の盗難、破損事故、人身損害については、その原因の如何を問わず当方は一切の責任を負いません。
- 当イベントスペース内の建造物、設備等を破損、汚損させた場合には、その損害について全額賠償を請求することがあります。そのため、原則イベント保険等への加入をお願いします。

⑩関係諸官庁への提出について

- 関係法令の遵守を基本とし本イベントスペースの利用に際して許可が必要となった場合、関係諸官庁への届出及び許可申請等や関係機関への届出等は利用者自らで行い、許可証等の写しをエリプラ事務局へ提出してください（例：水面利用に係る海上保安署等への申請など）。
- 上記のルールに従い、お互いが気持ちよく事業を行うことができるようご協力をお願いします。

(5) 使用料

- イベント実施者は、以下に掲げる経費を負担するものとし、イベント実施後3日以内にエリプラ事務局まで現金か口座振り込みにてお支払いください。

出店等の金銭の授受を伴う場合・・・・・・・・・・4,400円（税込）/1日

出店等の金銭の授受を伴わない場合・・・・・・・・・・2,200円（税込）/1日

※堤防の維持管理につながる取組等イベントの内容によっては使用料を減免することがあります。

※口座振り込みを希望する場合はあらかじめお知らせください。

(6) 天候等によるイベント開催の可否

- 悪天候等やむを得ない事由によりイベントが実施できなくなった場合のキャンセル料は発生しません。
- 実施事業者の都合による当日キャンセルの場合、キャンセル料（使用料の100%）が発生します。
- イベントが実施できなくなった場合は、速やかにエリプラ事務局までお申し出ください。

い。なお、天候によるイベントの可否については表4の通りとします。

表4 天候による出店の可否

	(イベント実施時) 天候	注意報・警報
施設使用者により判断	雨	—
施設使用許可者（エリプラ）の判断により中止	風（10m/s 以上）※ 震度5以上の地震	大雨警報 暴風警報 津波注意報・警報 洪水注意報・警報

※判断の目安とします

(7) 原状回復義務・補償

- イベント実施者は、イベント終了後にエリプラ事務局の立ち会いのもと原状回復されているかどうかの確認を受けてください。原状回復されていない場合は、自己の負担で修復・補償をお願いする場合があります。

(8) 法令等の遵守・手続き・適用

- イベントの実施に当たっては、法令等（河川法、消防法、食品衛生法等）を遵守してください。飲食の出店がある場合は食中毒の保険に加入してください。

(9) 利用者の安全確保

- 水難事故などイベント開催中の事故等が発生しないように注意喚起や避難指示を適時・的確に行うなど、利用客・観光客の安全確保に万全を期してください。特に、緊急時（津波・高潮等）は、一時的にイベントを中止するなど安全対策に努め、避難場所へ避難・誘導を行うようにしてください。

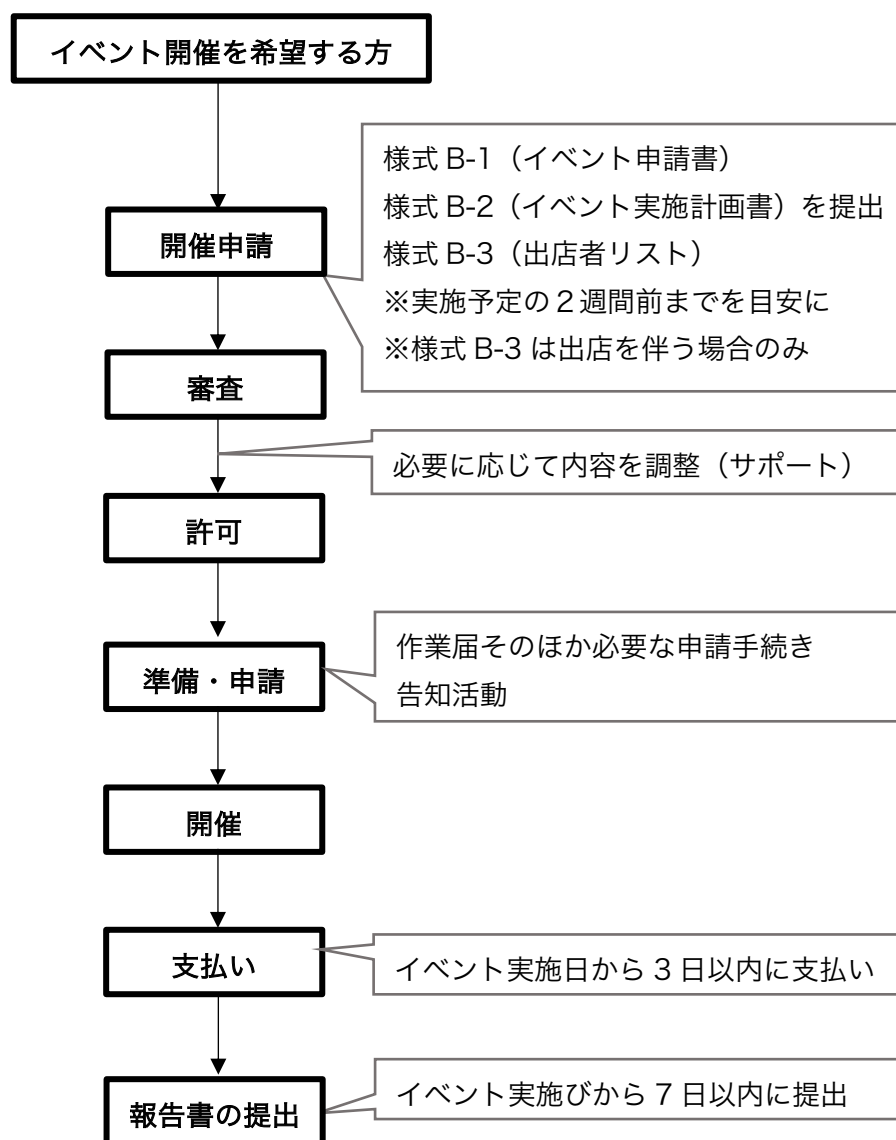
(10) 第三者に対する事故等の対応

- 自己のイベントに起因し又はこれに関連して生じた第三者からの苦情及び第三者との間に事故等が生じた場合で、イベント実施に支障を来し又は来たす恐れがあるときは、速やかにエリプラ事務局に報告するとともに、責任を持って解決するようにお願いします。
- イベントの内容によっては、主催者によってイベント保険等に参加することをお勧めします。

(11) 区域の魅力向上へ向けた取組への協力

- 本事業の目的達成のため、イベント実施後7日以内に完了報告書をエリプラ事務局へ送付ください。

■イベント実施申込みのフロー



③申請使用にかかる審査について

(1) 審査方法

- 申請使用（出店・イベント等実施）に関して提出された書類については、次項の審査基準に基づき、出店登録およびイベント実施の可否を決定します。

(2) 審査基準

- ① 趣旨・コンセプト（石巻かわまちオープンパーク）との整合性
- ② 周辺施設や事業者との協調性
- ③ 多くの人たちを呼び込む集客性及び公共性
- ④ 堤防空間を活かす場所性
- ⑤ 川、天候などに対する安全性

(3) 審査の除外・中止

- 応募者が、次に掲げる事項に該当したときは、その者を選定の対象から除外し、又は候補者の決定を取り消すことがあります。
 - ① 書類に虚偽の記載があった場合
 - ② 応募資格を満たしていないことが判明した場合
 - ③ 著しく社会的信用を損なう行為により、応募者が施設使用者として業務を行うことについて、ふさわしくないと判断した場合

(4) 候補者の決定時期及び審査結果の公表

- 審査は、書類提出から 1 週間後を目処に決定します。
- なお、審査結果については、自ら又は他の応募者にかかわらず、経過や内容についての問い合わせには一切応じませんので、あらかじめご了承ください。

C) 届出使用について

- 自由使用（イベント等の実施に当たらない、他人の使用を大きく妨げない範囲での使用）においても、花火や焚き火など火気を使用する、撮影会やメディア等の撮影を行うなど周辺に何らかの影響を及ぼす可能性がある場合は、所定の様式（様式 3-1）による届出をする必要があります。
- 届出いただいた内容によっては、申請使用の手続きをお願いする場合があります。
- 届出は使用する予定日の 2 日前までに事務局へ提出してください。
- 使用した内容について報告の必要はありません。



届出使用のイメージ

3 使用に関する書類の提出方法

(1) スケジュール

- 出店の登録 : 令和9年3月31日(火)まで随時受付
 - 出店の申込み : 営業予定日の2ヶ月前～2日前まで(水曜日に出店を希望する場合、月曜日まで)
 - イベント実施の申込み: 令和9年3月31日(火)まで随時受付
- ※年度を跨ぐ場合は仮申込とし、次年度に改めて申請を行っていただきます。

(2) 使用申請(出店登録及びイベント申請)の資格

- 出店者及びイベント実施者は、本要項に定める内容及び条件等を十分理解し、かつ、十分な経営力及び信用を有する次の項目のいずれかに当てはまる者としてします。
 - ①石巻市内に法人登記している法人または支店を有する法人
 - ②石巻市内に居住する個人
 - ③石巻市内を主な活動拠点とする団体
 - ④その他、石巻まちなかエリアプラットフォームが適していると判断した個人及び団体
- 次のいずれかの項目に該当する場合は、登録資格を有しないものとします。
 - ① 暴力団(石巻市暴力団排除条例(平成24年石巻市条例第42号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)のほか、次のアからカまでのいずれかに該当するもの
 - ア 暴力団員(石巻市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 役員等(法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。)が暴力団員であるもの
 - ウ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - カ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

- ② 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、許認可等の条件となる免許を有していない者
- ③ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする者
- ④ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする者
- ⑤ 社会通念上不適當あるいは違法なものを販売する者

(3) 書類の提出方法

①提出書類と期限

- 各種使用に関する提出期限、提出書類については下表の通りです。

	内容	提出書類	提出期限
A 自由 使用	散歩、釣り、食事 など	なし	—
B 申請 使用	出店の登録	様式 1-1 出店登録申請書 様式 1-2 出店計画書 様式 1-3 暴力団排除に関する 誓約書兼同意書	営業活動を行う予定日のおよそ 2 週間前まで
	出店日の申請	様式 1-4 出店日申込書	営業活動を行う予定日の 2 ヶ月前から 2 日前まで
	イベント実施の 申込み	様式 2-1 イベント実施申請書 様式 2-2 イベント実施計画書 様式 2-3 暴力団排除に関する 誓約書兼同意書 様式 2-4 出店者リスト (出店を伴う場合のみ)	イベント実施予定日のおよそ 2 週間前まで
	イベント実施後の報告	様式 2-5 イベント実施報告書	イベント実施日の 1 週間 後まで
C 届出 使用	火気の使用、メディア等の撮影の 届出	様式 3-1 使用届出書	使用する予定日の 2 日前 まで

②提出先

- 提出書類については、石巻まちなかエリアプラットフォーム事務局（街づくりまんぼう）へ提出してください
- 書類は、直接提出いただくか、メール、郵送、FAX での提出も可能です。

(4) 提出書類作成上の留意点

- 以下の項目に留意して各提出書類を作成してください。
 - ① 関係法令及び条例を遵守し、かつ本要項に記載された条件を満たすとともに、必要な協議確認を行った上で提出書類を作成すること。
 - ② 書類作成及び提出に必要な諸経費は、申請者の負担とします。

(5) 提出書類の取扱い

- 提出された書類は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

(6) 改訂について

- 本要項については、予告なく内容を改定することがあります。

4 問い合わせ・書類の提出先

○石巻まちなかエリアプラットフォーム 事務局
(株式会社街づくりまんぼう 街づくり事業部内)
所在地：〒986-0822石巻市中央二丁目 5-7
電 話：0225-25-5169
FAX ：0225-25-5179
E-mail：contact@ishinomaki-areaplatform.jp